

昭和 60 年 12 月 10 日
関西国際空港関係閣僚会議決定

関西国際空港関連施設整備大綱

関西国際空港関連施設整備大綱

関西国際空港の立地に伴う関連施設の整備については、関係地方公共団体の要望を参考として、関係省庁で検討した結果、関係省庁は下記のとおり基本的な方針を決定した。

今後、関係省庁は、この大綱に基づき関係地方公共団体等との間で協議、調整を図るとともに、経済、財政状況等を勘案しつつ関連施設の整備を進めるものとする。

空港関連施設整備の基本方針

1. 道 路

関西国際空港へのアクセスとして根幹となる道路及びこれらと主要なネットワークを形成する道路の整備を、以下のとおり推進する。

(1) 自動車専用道路等

近畿自動車道天理吹田線・和歌山線、阪神高速道路湾岸線（港晴～魚崎浜、三宝～泉大津、貝塚中央～空港対岸）・大阪港線、東大阪線、堺線（湊町ランプ）、空港連絡道路（仮称）、第二阪名道路、京滋バイパス及びも南大阪道路について、空港開港時を目処に整備を図る。

また、阪神高速道路 湾岸線（泉大津～貝塚中央）・大阪高槻線、第二京阪道路及び南阪奈道路の整備を促進する。

さらに、阪神高速道路 淀川左岸線及び南河内道路の調査計画を進め、事業の具体化を図る。

(2) 一般道路

一般国道24号（和歌山バイパス）、府県道 泉大津美原線・岸和田牛滝山貝塚線（岸和田工区、貝塚工区）・岬加太港線（和歌山県域）・粉河加太線（和歌山市加太）及び街路 松原泉大津線・磯之上山直線・泉州山手線・箱作駅前線・淀川北岸線（中島～大野）・尼崎宝塚線について、空港開港時を目途に整備を図る。

また、一般国道170号、府県道 大阪臨海線・泉佐野岩出線・泉佐野打田線及び街路 貝塚中央線・桜島守口線・淀川南岸線・西脇山口線・市駅小倉線について整備を促進する。

さらに、第二阪和国道延伸、府県道岬加太港線（大阪府域）・泉大津粉河線（和歌山県域）及び街路 樽井男里線、正蓮寺川関連街路・南海本線連続立体（泉佐野市）・関西本線連続立体（湊町地区）について調査計画を進め、事業の具体化を図る。

2. 鉄 道

関西国際空港への鉄道アクセスの整備を、以下のとおり推進する。

(1) 空港連絡鉄道（仮称）

南海本線及び国鉄阪和線から直接空港に乗り入れるための空港連絡鉄道（仮称、空

港～空港対岸～南海泉佐野駅及び国鉄日根野駅間)については、空海の開港時を目途に整備を図る。

(2) 大阪都心部からのアクセスルート

大阪都心部からのアクセスルートとして南海難波駅から南海本線、空港連絡鉄道を經由して空港に至る「南海本線ルート」及び国鉄新大阪駅から梅田貨物線、大阪環状線、阪和線、空港連絡鉄道を經由して空港に至る「阪和線ルート」を整備し、直通列車の運行等鉄道による利便性の高いアクセスルートの確保を図る。

(3) その他

上記鉄道アクセスルートのほか、空港の立地等を契機として鉄道輸送需要の増大が見込まれる圏域における鉄道整備については、必要に応じ検討を行う

3. 海上アクセスのための施設

神戸港、淡路島等における海上アクセスに必要な港湾施設等所要の施設を空港開港時を目途に整備を図る。

また、運航の安全に十分配慮して神戸港、淡路島等から空港へのアクセスルートの確保を図る。

4. 交通安全施設等

(1) 道路の交通安全施設等

空港へのアクセス道路における交通の安全及び円滑を確保するため、交通管制センター、信号機等の交通安全施設等を整備するなど所要の施策を講ずる。

また、道路の適切な管理、運用によるアクセス機能を確保するため、道路情報提供装置及び道路標識等の整備を進める。

(2) 航行援助施設等

海上アクセス船、航空機燃料運搬船等の運航に係る海上交通安全の確保のため、航行援助施設等を整備するなど所要の施策を講ずる。

5. 市街地開発

空港へのアクセス交通の円滑を図るため、大阪市湊町工区、和歌山県和歌山東地区の土地区画整理及び大阪府泉佐野駅上地区の市街地再開発を進める。

6. 旅客・貨物ターミナル

航空旅客及び航空貨物の利用の便に供するため、都市内航空旅客ターミナル及び航空貨物ターミナルについて、関係者間で調整のうえ、計画の具体化を図る。

7. 水 道

空港の立地及び空港周辺地域の人口増加等による水需要に対処し、水供給の安定を図るため、水源の確保並びに大阪府営水道及び関連水道の施設整備を図る。

8. 電気、ガス

空港における電力・ガスの需要に対応するため、所要の措置を講ずる。

9. 電気通信設備

空港における多様な通信需要に対応するため、所要の措置を講ずる。

10. 河川総合開発施設

紀の川大堰について、関係府県との調整を図りつつ、空港開港時を目途に整備を進める。

11. 住宅地

空港従業員等空港の立地に伴う周辺地域の人口の増加に対応するため、良好な居住環境の確保と住宅地の整備を図りつつ、必要な住宅建設を促進することとし、大阪府の和泉中央丘陵、二色の浜、阪南丘陵（土砂採取跡地）、空港対岸部住宅団地及び和歌山県の和歌山市第四団地の宅地造成を行うほか、大阪府の泉佐野日根野及び和歌山県の加太地区（土砂採取跡地）、東和歌山第一・第二地区の土地区画整理を進める。

12. 下水道

空港の立地に伴う周辺地域の人口の増加に対応するため、大阪府南大阪湾岸流域下水道（北葎処理区、中部処理区、南部処理区）及び流域関連公共下水道並びに和歌山市公共下水道の整備を進める。

13. 公園

土砂採取跡地の整備、空港対岸部の整備、住宅地の整備等に関連して、和歌山県の加太国際広域公園（仮称）及び大阪府の空港記念緑地（仮称）、二色の浜公園、松尾寺公園の整備を進める。

14. 河川・砂防・海岸

（1）河川・砂防

土砂採取跡地の整備及び住宅地の整備に関連して、早急に治水安全度の向上を図るため、大阪府の大津川、茶屋川、和歌山県の阿振川、堤川等の河川改修、大阪府の父鬼川ダム及び大阪府の飯の峯川、茶屋川、和歌山県の堤川、阿振川、大谷川の砂防設

備の整備を進める。

(2) 海岸

空港の立地に伴う関連施設と一体的に整備する必要のある大阪府の二色の浜海岸について、海岸の保全及び海岸環境の整備を進める。

15. 警察施設及び海上保安施設

(1) 警察施設

空港の立地により生ずることが予想される警察業務の増大に的確に対応するため、警察署、派出所等の警察施設の整備を図るなど所要の施策を講ずる。

(2) 海上保安施設

空港間辺海域における船舶の航行安全、不法行為の防止及び海上災害の防止のため並びに事故発生時の措置等を迅速かつ的確に遂行するため、これに必要な施設の整備を図るなど所要の施策を講ずる。

16. 医療施設

(1) 救急医療施設

空港の立地に伴う救急医療の確保のための中核的医療機関として、泉州地域に救命救急センターの整備を図る。

(2) 感染症専門医療施設

空港の立地に伴う輸入感染症の国内侵入に対処するため、検疫業務と連動した専門医療施設の整備を図る。

17. 消防・救急業務施設

空港の立地により生ずることが予想される消防、救急、援助活動の増大に的確に対応するため、消防・救急業務施設の整備を図るなど所要の施策を講ずる。

18. 漁業施設及び農業施設

(1) 漁業施設

空港の周辺海域において、漁業生産基盤となる施設等の整備を図る。

(2) 農業施設

空港連絡道路（仮称）、空港連絡鉄道（仮称）等の整備に当たり、地元農業者等の意向を踏まえ、ほ場整備、農用地開発等を行う。

19. 土砂採取跡地の整備

大阪府阪南町、和歌山県和歌山市加太地区における空港の埋立用材のための土砂採

取跡地については、住宅地、各種誘致施設用地の整備等跡地の有効利用を図ることとし、この大綱に基づき、所要の整備を進める。

また、兵庫県淡路島における空港のための土砂採取跡地については、関係者で十分調整しつつ、跡地の有効利用を図るものとする。

20. 空港対岸部の整備

空港対岸部の現状は、既に相当高度の土地利用が行われていることにかんがみ、道路、鉄道等の空港アクセス交通施設、空港機能を一部分担あるいは補完するための施設、大阪湾及び地域の環境改善のための施設並びにこれらと一体的に整備する必要のある施設の整備のため、埋立による用地造成を含む空港対岸部の整備について、関係者間で協議・調整を進める。

その他の配慮事項

(1) 空港の立地等による波及効果を受けて行われる地域整備

上記関連施設の整備のほか、空港の立地等による波及効果を受けて行われる都市基盤の整備、工業、農林水産業等の各種産業の振興に関する施設の整備等空港周辺の地域整備については、今後、関係地方公共団体等が作成する計画の具体化に応じて、関係省庁は、可能な範囲内で所要の協力を行うものとする。

(2) 環境保全対策

関西国際空港の立地に伴う関連施設の整備に当たっては、環境保全に関する各種行政計画との整合性を図るとともに、必要に応じ環境影響評価を実施するなどにより、森林、海岸、海域等の自然環境の保全及び各種公害の防止に十分配慮するものとする。

また、大阪湾の水質の現状にかんがみ、同海域の水質改善について十分配慮するものとする。

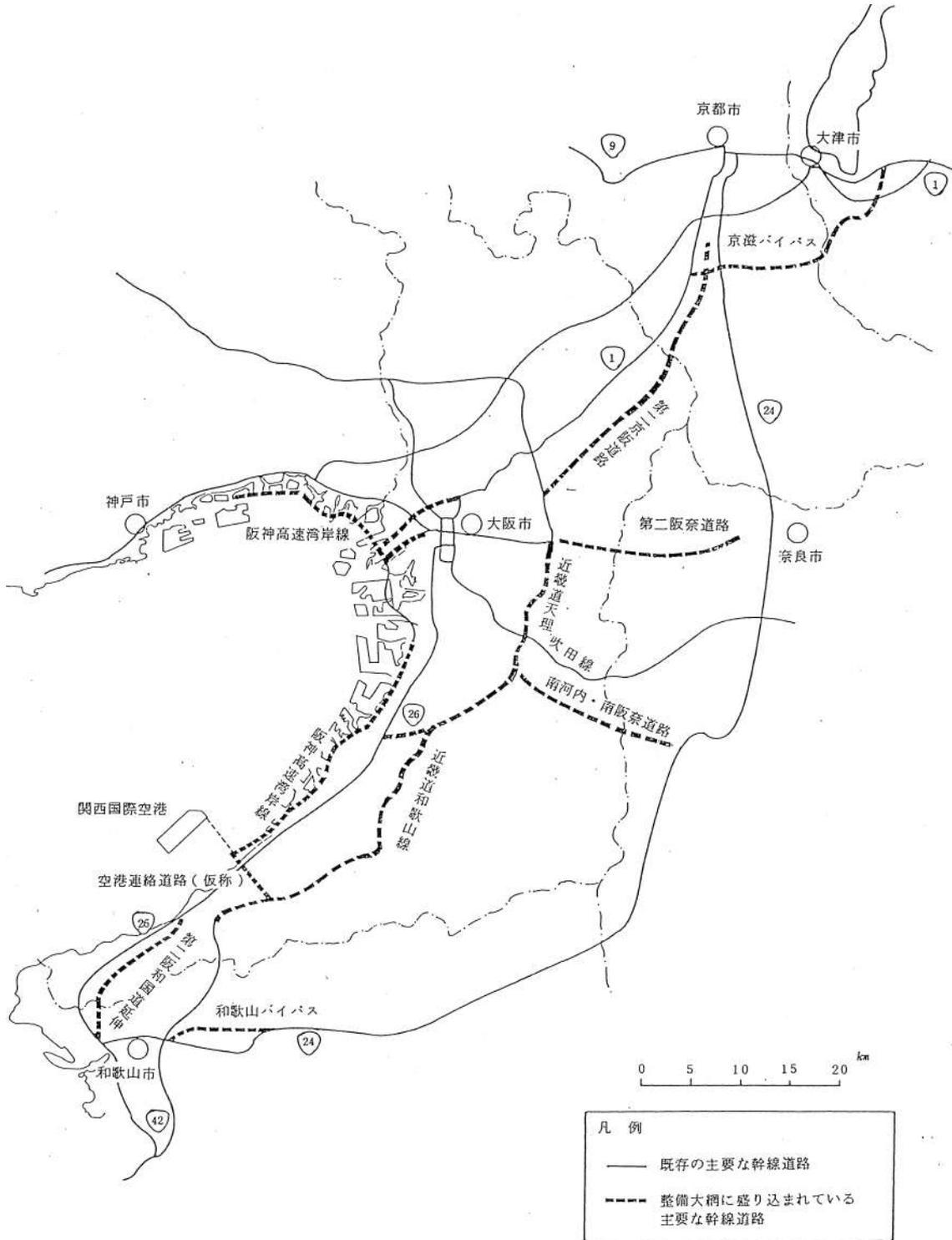
参考－1 関西国際空港関連施設整備に係る概算事業費

1. アクセス交通施設関係	18,900 億円
道路	17,800 億円
鉄道	700 億円
その他	400 億円
2. アクセス以外の基盤施設関係	5,700 億円
住宅地、公園、下水道、水道	2,700 億円
河川総合開発、河川・砂防・海岸	1,000 億円
その他	2,000 億円
3. 警察・海上保安、医療、消防等の行政サービス施設関係	200 億円
<hr/>	
計	24,800 億円

(注) ① 大綱に記載した内容のうち、昭和 60 年度から概ね空港開港時までの事業費（一部民間建設分を含む）について、関係行政機関（地方公共団体、公団等を含む）においてそれぞれ試算した結果を集計した。

② 「旅客・貨物ク・ミナル」、「電気、ガス」及び「電気通信設備」については含まれていない。

参考-2 関西国際空港へのアクセス（道路）



(注) 自動車専用道路等、一般国道国道（直轄）を図示

参考-3 関西国際空港へのアクセス（鉄道、海上アクセス）

